

広島県告示第四百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年四月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所	所在地	指定年月日
社会福祉法人きぼう	呉市焼山中央五丁目一一番二八号	ライフサポート希望の家	呉市焼山中央五丁目一一番二八号	平成一八年一〇月一日
社会福祉法人みのり会	三原市宮浦四丁目一〇番一〇号	みのり生活介護事業所	三原市宮浦四丁目一〇番一〇号	平成一八年一〇月一日
社会福祉法人総領福祉会	庄原市総領町中領家四七六番地	生活介護事業所みとう温泉	庄原市宮内町美湯一三五三番地	平成一八年一〇月一日
社会福祉法人広島県福祉事業団	東広島市西条町田口二九五番地三	指定生活介護事業所松陽寮	東広島市八本松町米満一九八番地一	平成一八年一〇月一日